

「UQ ゼロ学割」提供条件書

1.概要

「UQ ゼロ学割」は、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社(以下、併せて「当社」といいます。)の UQ mobile 通信サービス契約約款に基づき UQ mobile 契約を締結した者又は利用者登録された者(以下「利用者」といいます。)が満 5 歳以上 18 歳以下である場合に、自動的にその UQ mobile 契約に係る基本使用料の割引等を行うサービス(以下「本サービス」といいます。)です。なお、本提供条件書で使用する用語の意味は、本書に特段の定めがない限り、UQ mobile 通信サービス契約約款で定義する用語の意味に従うものとします。

2.提供条件

(1)受付期間

2017 年 12 月 8 日(金) ~ 2018 年 5 月 31 日(木)

(2)対象料金プラン

ぴったりプラン、おしゃべりプラン及びUQおはなしプラン

(3)対象回線

・次のいずれも満たす契約者回線(以下「対象回線」といいます。)について、本サービスを適用します。ただし、その UQ mobile 契約者又は利用者が既に他の UQ mobile 契約において本サービスの適用を受けている場合は、この限りではありません。

- ①上記受付期間内に上記対象料金プランを選択して UQ mobile 契約の申込みが行われたもの。
- ②UQ mobile 契約者又は利用者の年齢が UQ mobile 契約の申込み時点で満 5 歳以上 18 歳以下であるもの。

(4)提供内容

区分	内容	
割引①	課金を開始した月から起算して 3 ヶ月間(2017 年 12 月末日までに UQ mobile 契約の申込みを行った場合は、4 ヶ月間とします。)、基本使用料を無料とします。	
割引②	第 1 種デュアルサービスの場合	ア 当社の「データ増量キャンペーン」提供条件書に規定する「データ増量キャンペーン」について、当該提供条件書の定めにかかわらず、課金を開始した月から起算して 26 ヶ月目以降も「データ増量キャンペーン」の適用を継続します。 イ 本サービスの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当した場合、その前月の末日をもって、「データ増量キャンペーン」の適用を終了します。 (ア) UQ mobile 契約を解約したとき。 (イ) 対象料金プラン以外への料金プラン変更を行ったとき。

第 2 種デュアルサービスの場合	ア その契約者回線に係る月間データ量について、次表に定める増量データ量を加算します。	1 契約者回線ごとに	
		料金プラン	増量データ量
		ぴったりプランS(V)、おしゃべりプランS(V)	1ギガバイト
		ぴったりプランM(V)、おしゃべりプランM(V)	3ギガバイト
		ぴったりプランL(V)、おしゃべりプランL(V)	7ギガバイト
	イ 本サービスの適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に該当した場合、同表の右欄に定める日をもって、アの取扱いを終了します。		
	(ア) UQ mobile 契約を解約したとき。	解約日(契約移行の場合は、契約移行日の前日)	
	(イ) 対象料金プラン以外への料金プラン変更を行ったとき。	料金プラン変更日の前日	
	ウ アの取扱いを受けている場合、UQ mobile 通信サービス契約約款の規定にかかわらず、第 2 種デュアルサービスに係る増量オプションを申込みすることはできません。		
	エ アの取扱いを受けている場合、料金プランの名称は、対象料金プランの名称の後に「ゼロ学割」が付加されたものが表示されます。		
割引③	ア 当社の「無料通話 2 倍キャンペーン」提供条件書に規定する「無料通話 2 倍キャンペーン」について、当該提供条件書の定めにかかわらず、課金を開始した月から起算して 26 ヶ月目以降も「無料通話 2 倍キャンペーン」の適用を継続します。		
	イ 本サービスの適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に該当した場合、同表の右欄に定める日をもって、「無料通話 2 倍キャンペーン」の適用を終了します。		
	(ア) UQ mobile 契約を解約したとき。	解約日(第 2 種デュアルサービスの契約移行の場合は、契約移行日の前日)	
	(イ) 対象料金プラン以外への料金プラン変更を行ったとき。	料金プラン変更日の前日	

3.提供条件書について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

- ・本提供条件書に記載のない事項については、UQ mobile 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約の規定を適用します。各契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

【作成日】2017 年 12 月 7 日

【最終更新日】2024 年 2 月 15 日